

第128回

顧問先様限定 税務会計セミナー

## 法人税と役員給与

主催

あいわ税理士法人  
AIWA TAX ACCOUNTANTS CORPORATION

平成29年度の税制改正により、法人税法第34条によって役員給与として損金算入が認められる3類型である「定期同額給与」「事前確定届出給与」「業績連動給与」の他に、ストックオプションや譲渡制限付株式をはじめとした株式報酬等についてもその適用の範囲が拡大されました。

トピック的に株式報酬制度における譲渡制限付株式などに注目が集まりがちですが、現在においても、上場・非上場企業を問わず、この3類型の取扱いに関する理解の重要度は高く、税務上の論点も多く、実務においても検討を要する機会は少なくないものと思われます。

本セミナーでは実務での出現頻度が高いこれらの3類型をメインに、法人税に係る役員給与の基本的な論点につき、詳細に解説していきます。

配信日時

令和4年

8月29日(月) 9:00～配信開始

※視聴可能期間は、開始より1か月間です

解説予定内容

▶役員給与の概要

▶損金算入の3類型

- ・定期同額給与
- ・事前確定届出給与
- ・業績連動給与

▶役員退職給与

受講料

無料

※顧問先様限定で受講できます

講師

あいわ税理士法人  
/税理士

田中 広平

たなか こうへい



税理士試験に合格後、国税三法の実務経験を経て2020年にあいわ税理士法人に入所。

現在は中小企業から上場企業、IPO準備会社など幅広いクライアントの担当をしている。スポットで資本政策や株価算定、相続税アドバイザー業務などにも従事している。

お申込

申込  
期限

令和4年

8月22日(月)

弊社Webサイトのセミナーページ  
よりお申込み下さい

あいわ税理士 セミナー 検索

www.aiwa-tax.or.jp/seminar

お申込みは  
こちらから

※お申込期限後、お申し込み時に入力されたメールアドレス宛に配信URLをお送りします。